

復帰に向けた一定の成果が示された。今後さらに精神保健福祉施策が進められる中で、精神科医療の状況がどう変化したかをモニタリングし、さらに適切な対応をするためにもこの調査に基づくデータは必要であり継続して実施することに意義がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

- | | |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |

表1 福祉ホームの整備状況

(箇所)

設置主体	平成12年	平成11年
社会福祉法人	29	27
医療法人	72	63
社団・財団法人	5	5
その他法人	1	1
任意団体	3	4
地方公共団体	2	1

表2 福祉ホームの従業員の状況

(人)

施設長	62
精神保健福祉士	18
指導員	28
看護婦・士	7
作業療法士	2
事務員	7
その他	114
合計	238

表3 福祉ホームの利用者の状況

(人)

20歳未満	2
20歳以上40歳未満	210
40歳以上65歳未満	593
65歳以上	58

表4 福祉ホームの新規利用者・退所者の状況

(人)

新規利用者の入所前の場所	
精神病院	214
在宅	50
社会復帰施設	70
その他	17
不明	2
合計	353

退所者の退所先	
就労	10
家庭	98
社会復帰施設	55
再入院	84
死亡	10
不明	2
合計	252

表5 社会復帰施設利用者の再入院の状況

(人)

	平成11年の退所者	平成12年の退所者	再入院率
生活訓練施設	1453	401	27.6%
入所授産施設	141	44	31.2%
福祉ホーム	259	84	32.4%
グループホーム	613	205	33.4%
合計	2466	734	29.8%

平成 12 年度厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
精神病院・社会復帰施設等の評価及び情報提供のあり方に関する研究

研究協力報告書
地域精神保健福祉対策等の状況に関する研究

研究協力者 立森 久照（国立精神・神経センター精神保健研究所）
三宅 由子（国立精神・神経センター精神保健研究所）
籠本 孝雄（大阪府健康福祉部障害保健福祉室精神保健福祉課）
主任研究者 竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）

研究要旨

厚生労働省精神保健福祉課は毎年 6 月 30 日付で精神病院、精神科デイケア施設、社会復帰施設等の調査を行い、その概要を「我が国の精神保健福祉」に公表してきた。本研究では、平成 12 年度から新たに調査結果となった地域精神保健福祉対策の活動の状況から、①措置入院、②通院医療公費負担制度、③精神障害者保健福祉手帳についてまとめた。①措置入院については、平成 12 年度の精神保健福祉法第 23 条から第 27 条の 2 に基づく通報または申請数の合計は、7,173 件であり、その内 3,496 件に対し措置入院の決定がなされていた。措置率（通報または申請数に占める措置入院となった事例の数）は、48.7% であった。第 23 条と第 27 条の 2 については都道府県・政令指定都市毎にばらつきが認められその理由を追及することが必要と思われた。②通院医療費公費負担については、申請者の 99.9% が交付を受けており、ほぼ全員に交付されていた。③精神障害者保健福祉手帳に関しては、交付率が約 7.3%（全国の精神障害者数の推計数 217 万人を母数とした）と低く、更なる普及が必要であることが明らかとなつた。

A. 研究目的

昭和 62 年の法改正以後、日本における精神保健福祉は大きな変革期を迎える、今もその途上にある。このような時期には、精神病院、精神科デイケア施設、社会復帰施設等を含む地域精神保健福祉活動の実態を、継続的にモニタリングすることは、大きな意義がある。

本研究は、厚生労働省精神保健福祉課が毎年行っている調査に研究面より関与し、精神保健福祉の活動状況を総合的に把握する研究の一環として実施された。この報告書では、地域精神保健福祉対策の活動の実態を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課では、毎年 6 月 30 日付で、精神保健福祉課長から都道府県・政令指定都市の精神保健福祉主管部（局）長に「精神保健福祉関係資料の作成について」という文章依頼を行い、全国の精神病院の状況についての資料を得ている。この情報収集は精神保健福祉課の業務の参考にすることを目的としており、全国の精神病院の協力によって継続され、我が国の精神保健福祉に関する貴重な資料となっている。本研究は平成 12 年 6 月 30 日付で行われた調査を厚生科学研究として解析したものである。本報告書ではこの資料のうち、地域精神保健福祉対策として、本年度より新たに調査項目となつた、措置入院、通院医療費公費負担、および精神障害者保健福祉手帳の交付の状況を都道府県・政令指定都市別に集計した結果を報告する。

C. 研究結果

1. 措置入院

措置入院に関しては、精神保健福祉法第 23 条～第 27 条の 2 で規定されている。以下では、措置入院の申請または通報数、措置診察の実施数、および措置入院数についての結果を総数と都道府県・政令指定都市別に集計したものを見た。

1) 第 23 条（一般住民の申請）

平成 12 年度における申請数は 452 件、措置診察の実施数は 271 件、措置入院数は 212 件であった。申請の

あった事例のうち 60.0%が診察を受け、診察を受けた事例のうち 78.2% が措置入院になつたことになる。

図 1 に都道府県・政令指定都市別の措置入院の申請数、措置診察の実施数、および措置入院数を示す。

2) 第 24 条（警察官の通報）

平成 12 年度における通報数は 5,167 件、措置診察の実施数は 3,404 件、措置入院数は 2,545 件であった。通報のあった事例のうち 65.9%が診察を受け、診察を受けた事例のうち 74.8%が措置入院になつたことになる。

図 2 に都道府県・政令指定都市別の措置入院の通報数、措置診察の実施数、および措置入院数を示す。

3) 第 25 条（検察官の通報）

平成 12 年度における通報数は 952 件、措置診察の実施数は 665 件、措置入院数は 498 件であった。通報のあった事例のうち 69.9%が診察を受け、診察を受けた事例のうち 74.9% が措置入院になつたことになる。

図 3 に都道府県・政令指定都市別の措置入院の通報数、措置診察の実施数、および措置入院数を示す。

4) 第 25 条 2 項（保護観察所の長の通報）

平成 12 年度における通報数は 17 件、措置診察の実施数は 9 件、措置入院数は 6 件であった。通報のあった事例のうち 52.9%が診察を受け、診察を受けた事例のうち 66.7%が措置入院になつたことになる。

図 4 に都道府県・政令指定都市別

の措置入院の通報数、措置診察の実施数、および措置入院数を示す。

5) 第 26 条通報（矯正施設の長の通報）

平成 12 年度における通報数は 343 件、措置診察の実施数は 101 件、措置入院数は 65 件であった。通報のあった事例のうち 29.4%が診察を受け、診察を受けた事例のうち 64.4%が措置入院になっていたことになる。

図 5 に都道府県・政令指定都市別の措置入院の通報数、措置診察の実施数、および措置入院数を示す。

6) 第 26 条 2 項（精神病院の管理者の届出）

平成 12 年度における通報数は 37 件、措置診察の実施数は 37 件、措置入院数は 32 件であった。通報のあった事例のうち 100.0%が診察を受け、診察を受けた事例のうち 86.5%が措置入院になっていたことになる。

図 6 に都道府県・政令指定都市別の措置入院の通報数、措置診察の実施数、および措置入院数を示す。

7) 第 27 条 2 項（知事の申請）

平成 12 年度における申請数は 205 件、措置診察の実施数は 180 件、措置入院数は 138 件であった。申請のあった事例のうち 87.8%が診察を受け、診察を受けた事例のうち 76.7%が措置入院になっていたことになる。

図 7 に都道府県・政令指定都市別の措置入院の申請数、措置診察の実施数、および措置入院数を示す。

2. 通院医療費公費負担

精神障害者の通院医療費公費負担は、精神保健福祉法第 32 条に規定されている。平成 12 年度の申請者数は 430,284 人であり、その 99.9%にあたる 429,774 人に交付が決定されていた。図 8 に都道府県・政令指定都市別の交付決定者数を示す。

3. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神保健福祉法第 45 条に基づき行われる精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、1 級が 42,900 人、2 級が 88,217 人、3 級が 27,938 人の合計 159,055 人であった。図 9 から 12 に都道府県・政令指定都市別の交付者数を示す。図 13 には、交付者に占める級別の比率を都道府県・政令指定都市別に示した。また、図 14 には、都道府県・政令指定都市の人口と交付者数の散布図を示したが、これによると人口と交付者数は有意な正の相関 ($r = 0.78$) を有していた。

D. 考察

6 月 30 日調査は、わが国の精神保健福祉の概況を把握できる貴重な資料である。本報告書は、地域精神保健福祉対策の活動の実態を明らかにするために、6 月 30 日調査のデータに基づいて、措置入院、通院医療費公費負担、および精神障害者保健福祉手帳の交付の状況についてまとめたものである。

措置入院とは、入院させなければ自傷他害のおそれのある患者に対して、知事の権限で行われる入院であ

る。平成 12 年度の精神保健福祉法第 23 条から第 27 条の 2 に基づく通報または申請数の合計は、7,173 件であり、その内 3,496 件に対し措置入院の決定がなされていた。措置率（通報または申請数に占める措置入院となつた事例の数）は、48.7%であった。措置入院の決定までには、①通報または申請を受理した機関（保健所、県の精神保健福祉主管課など）が措置診察の要否を判断する段階と②2 名の精神保健指定医が措置診察によって措置入院の要否を判断する段階の 2 つの段階で要否の判断がなされる。条文別に見てみると、上記①の段階では通報または申請に占める措置診察実施数の割合は 29.4%から 100%の範囲に分布しており、②の段階では、措置診察実施数に占める要措置入院数の割合は 64.4%～86.5%に分布していた。なかでも、第 26 条の通報または申請に占める措置診察実施数の割合が 29.4%と他と比べてかなり低いこと、および第 26 条の 2 における通報または申請に占める措置診察実施数の割合が 100%であったことが特徴として挙げられる。この理由としては、第 26 条については矯正施設の長は精神障害者またはその疑いのある者を釈放、退院または退所させる際には理由の如何を問わず必ず通報することと規定されているため、実際は釈放、退院または退所後に精神科医療が不必要的事例または精神科医療の受け入れ先が決まつている事例についても通報が行われて

いるためと推察される。また第 26 条の 2 については、精神病院の長からの通報であり、通報の際には主治医の措置入院が必要であるとの医学的判断がなされた事例の通報である可能性が高いために措置診察が必ず実施されていると推察される。

都道府県・政令指定都市別の申請または通報の実績では、第 25 条の 2、第 26 条の 2、第 27 条の 2 において、かなりのばらつきがあった。前 2 者については、件数自体が少ないためと考えられるが、第 27 条の 2 については都道府県・政令指定都市毎に運用の形態等との関連を追及する必要があるであろう。また、第 23 条についても上記の 3 者ほどの大きなばらつきはないものの、通報が全くない都道府県・政令指定都市が散見され、これについても第 27 条の 2 と同様に今後の検討が必要と思われる。

通院医療費公費負担については、申請者の 99.9%が交付を受けており、ほぼ全員に交付されていたが、近年通院医療費公費負担額の増加が著しいことが指摘されており、審査の内容を含めた詳細な調査が必要と思われる。

平成 12 年度の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は 1 級から 3 級まで会わせて 159,055 人であった。全国の精神障害者数の推計である 217 万人を母数とすると精神障害者保健福祉手帳の交付率は約 7.3%であった。ただし、手帳の交付を必要とする精神障害者がどの程度の数なのかにつ

いては正確な資料がないため、今回は母数として全精神障害者数の推計を用いたため、実際に手帳の交付を必要とする精神障害者を母数とした場合交付率はもっと高くなる。しかし、この点を考慮しても、身体障害者の身体障害者手帳の交付率が85.7%（平成8年身体障害児実態調査より）、知的障害者の療育手帳の交付率が84.4%（平成7年度精神薄弱児（者）基礎調査より）と比較すると格差が大きいといえる。今後、身体障害、知的障害、精神障害をまとめて3障害として施策をすすめていくためにも、一刻も早くこの格差を是正する必要がある。

E. 結論

地域精神保健対策の実態を継続的にモニタリングするための資料として本調査は非常に有用である。本調査のデータを分析したところ、措置入院制度の運用状況に、条文ごとおよび都道府県・政令指定都市ごとに違いがあること、精神障害者保健福祉手帳の交付数に地域格差はあまり見られなかつたが、更なる普及が必要であることなどが明らかとなった。にこれらの課題に対して対策を講じた際に、地域精神保健福祉対策の実態がどう変化したかをモニタリングするためにも、このデータは必要であり、継続して実施することに大きな意義があるといえる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

図 1

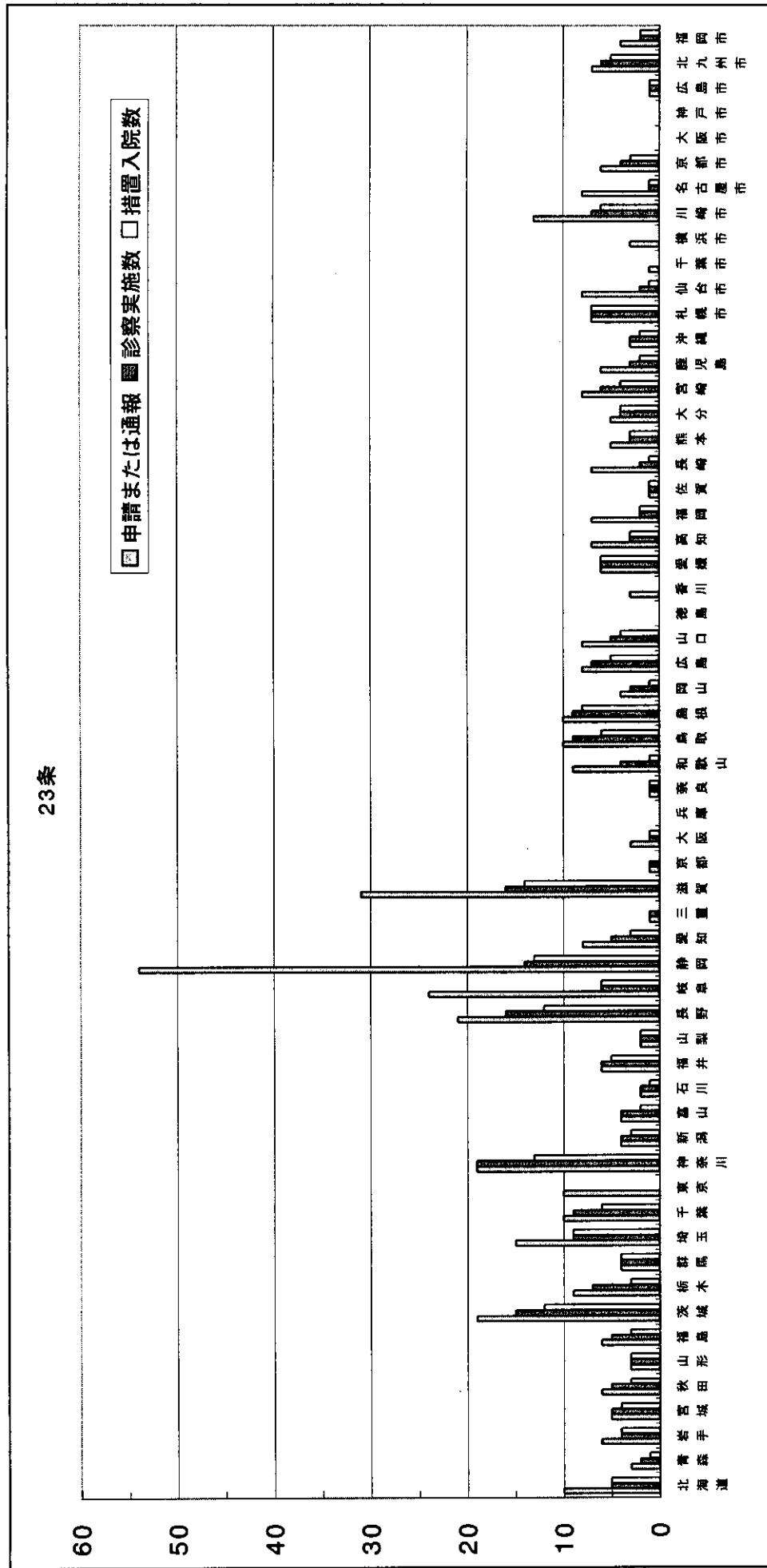


図2

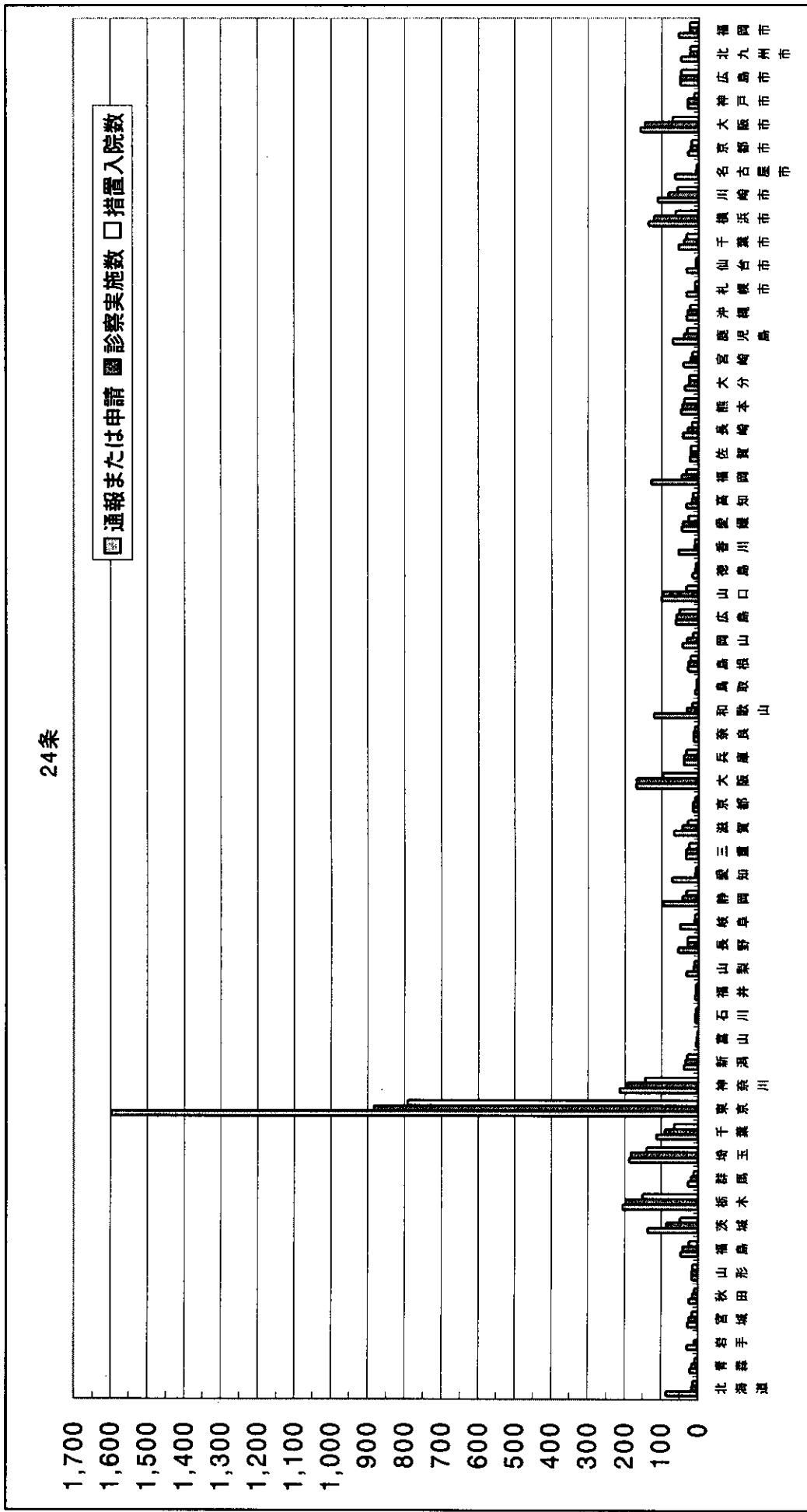


図3

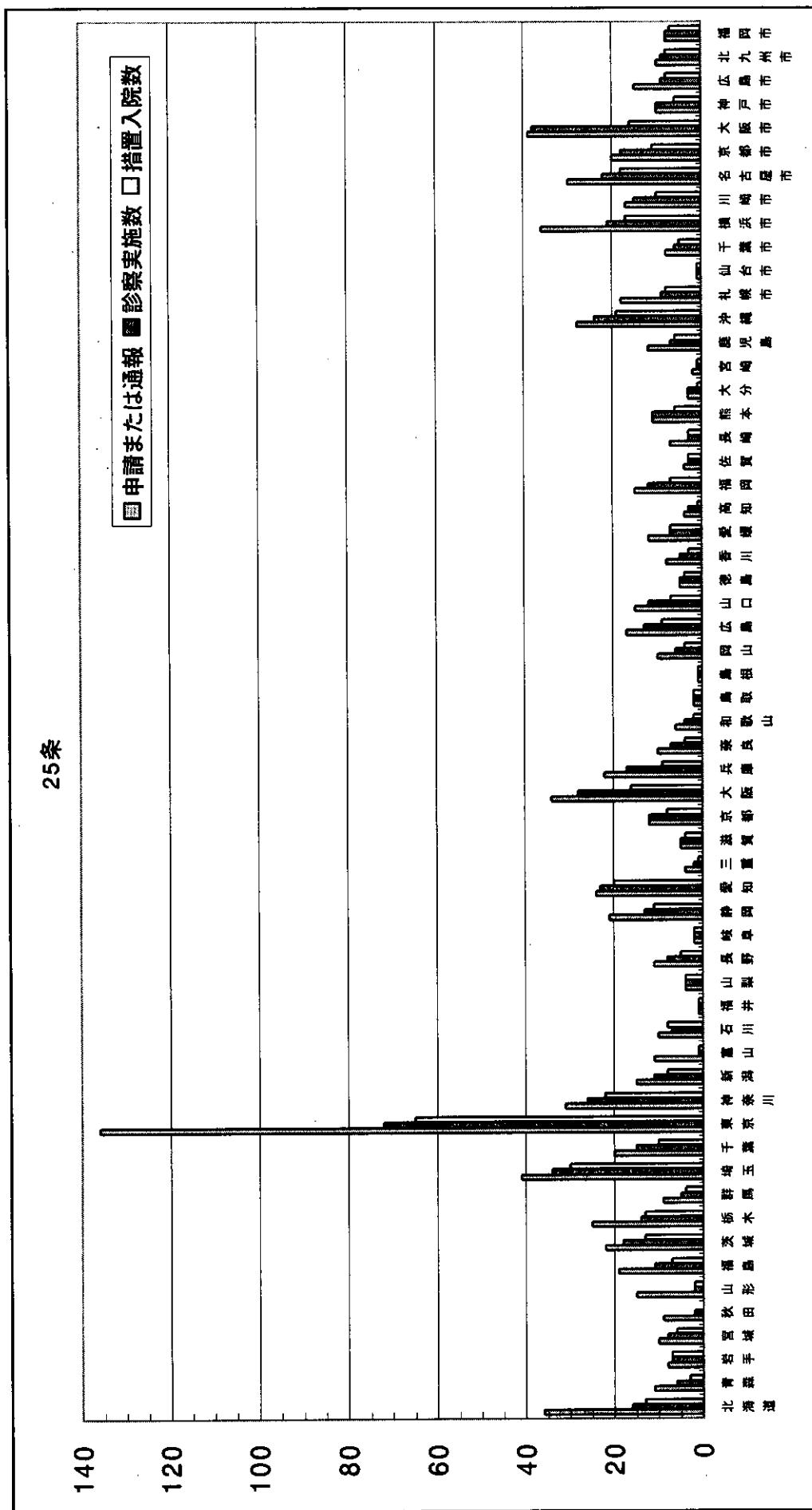
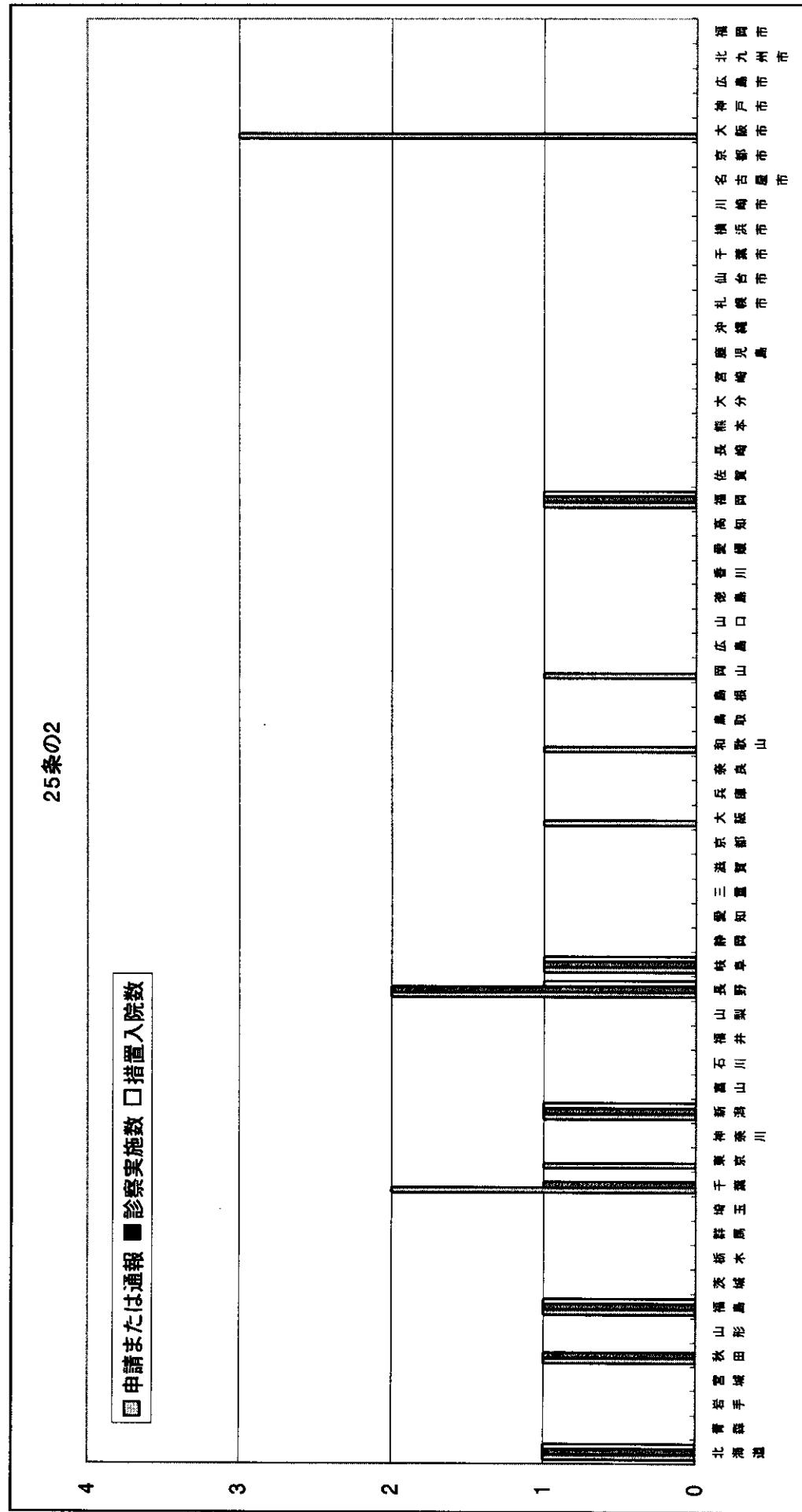
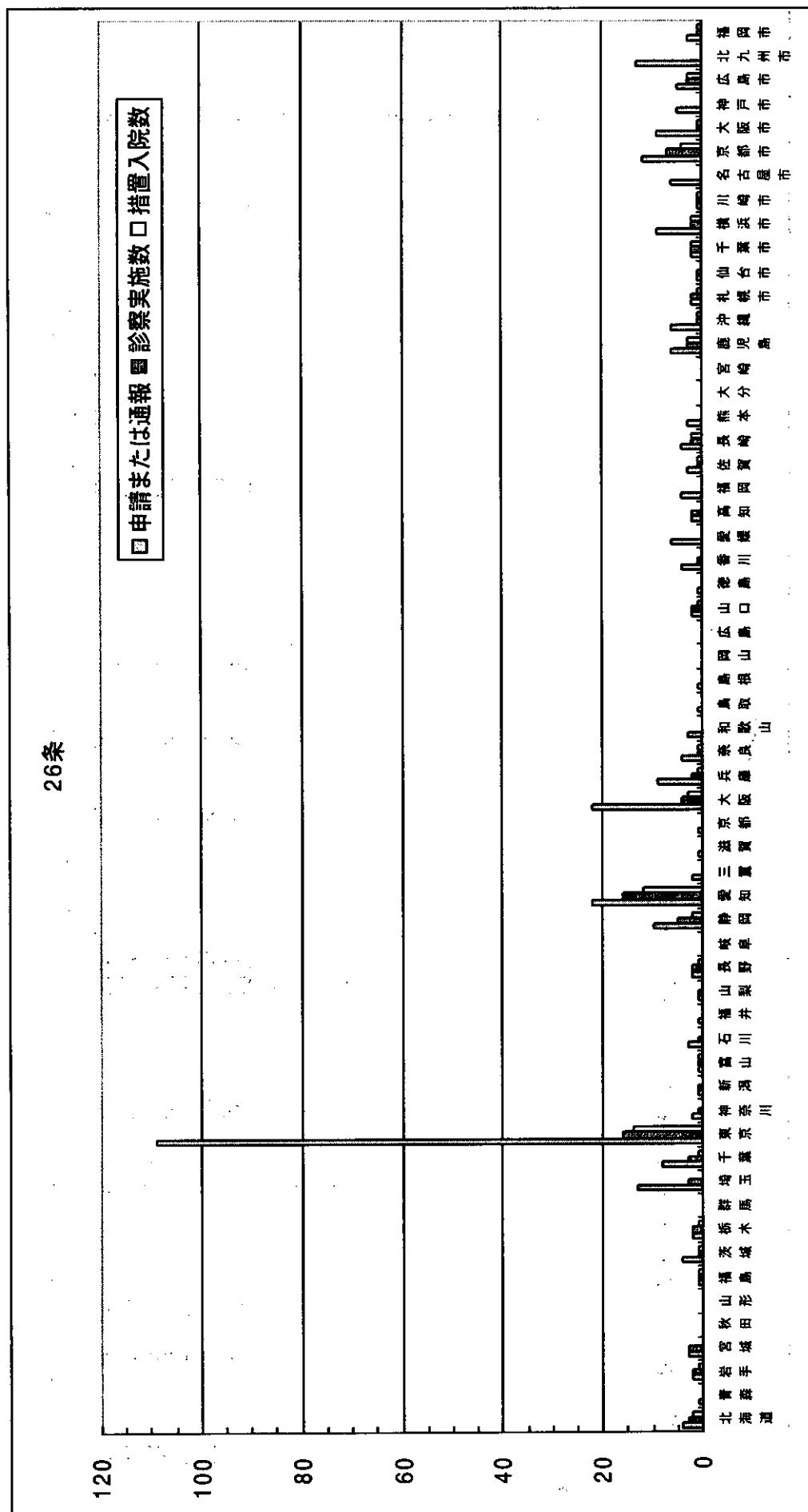


図 4



5



6

26条02

申請または通報 ■ 診察実施数口措置入院数

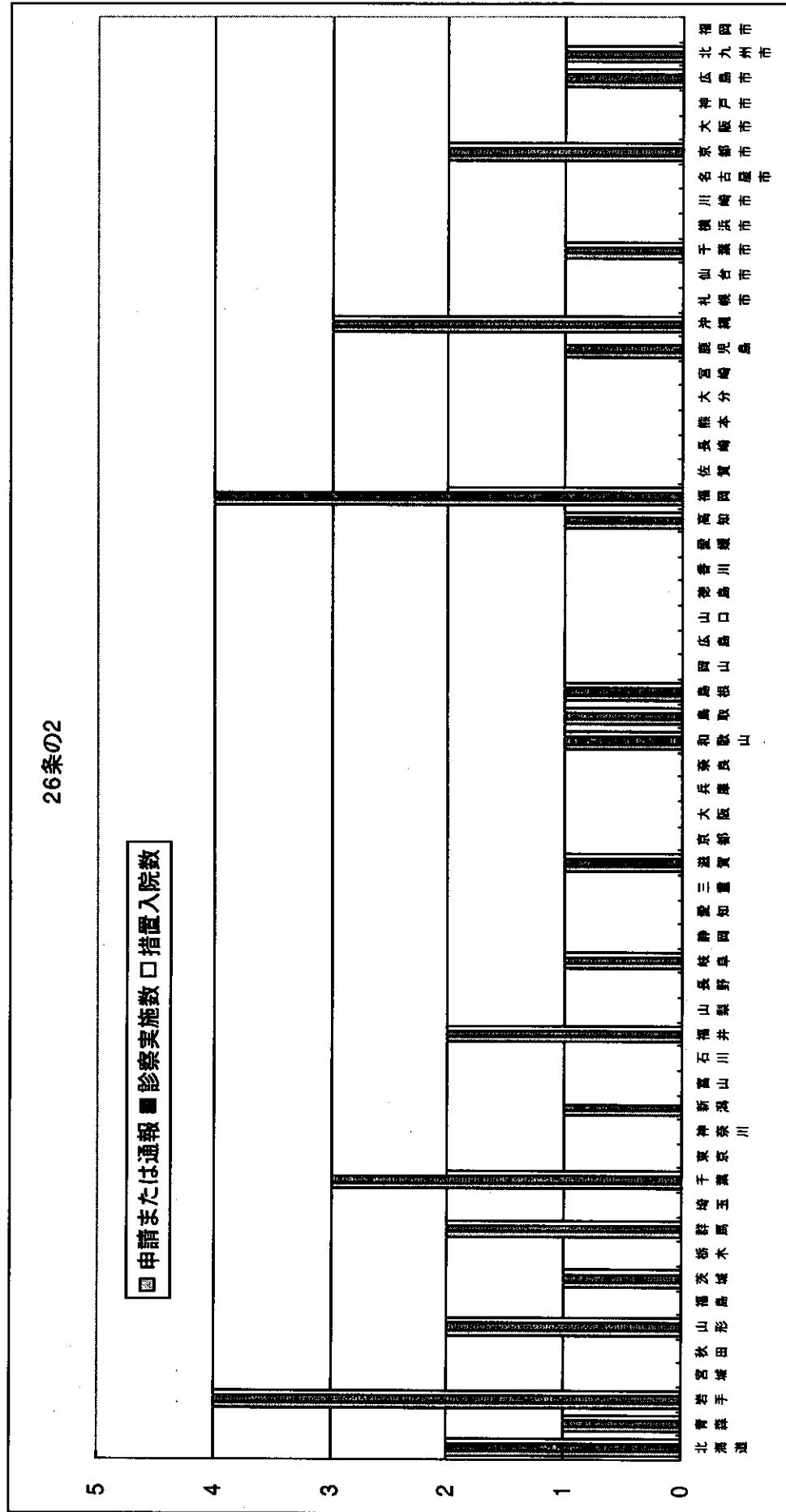
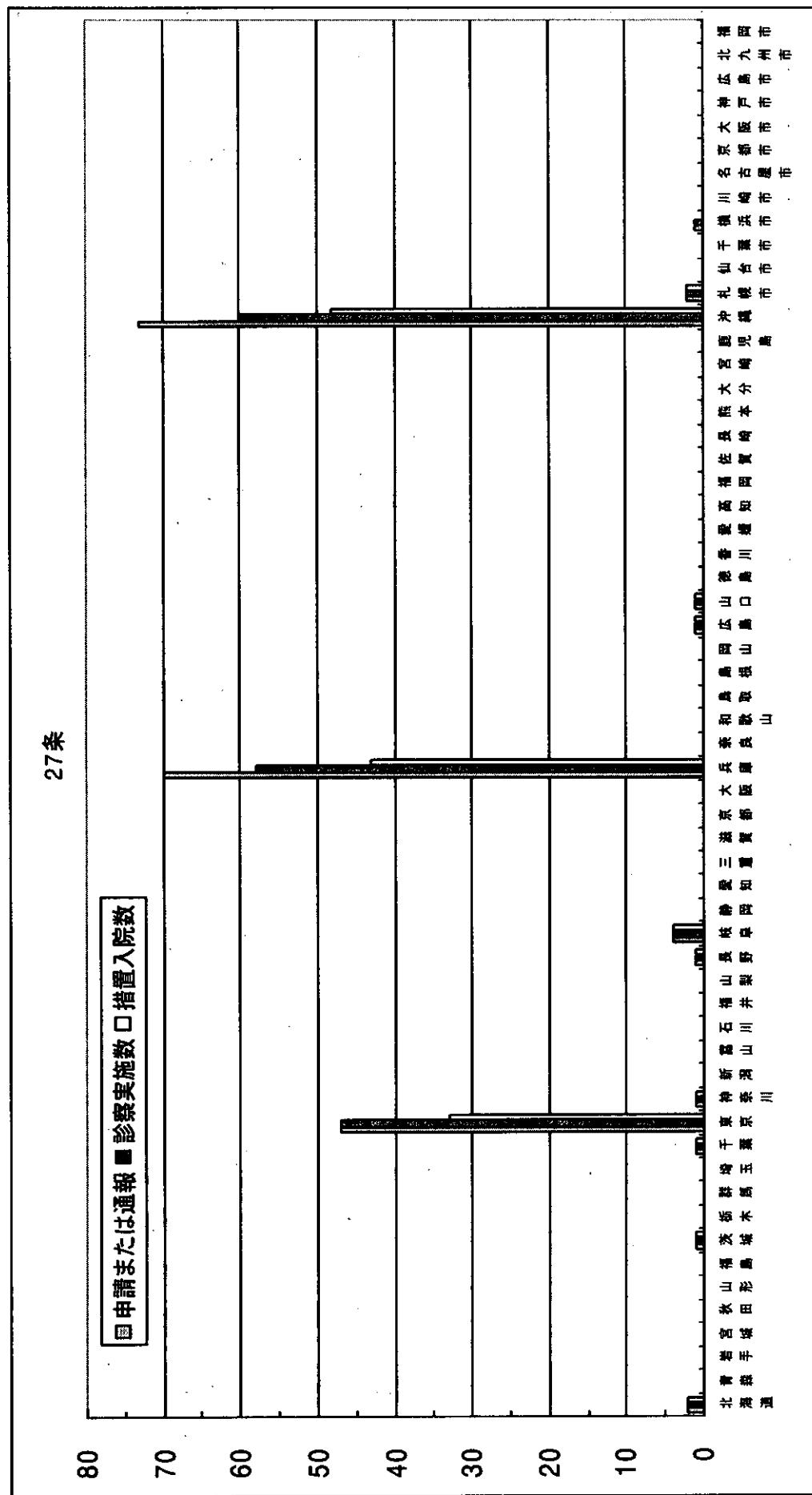


図 7



8

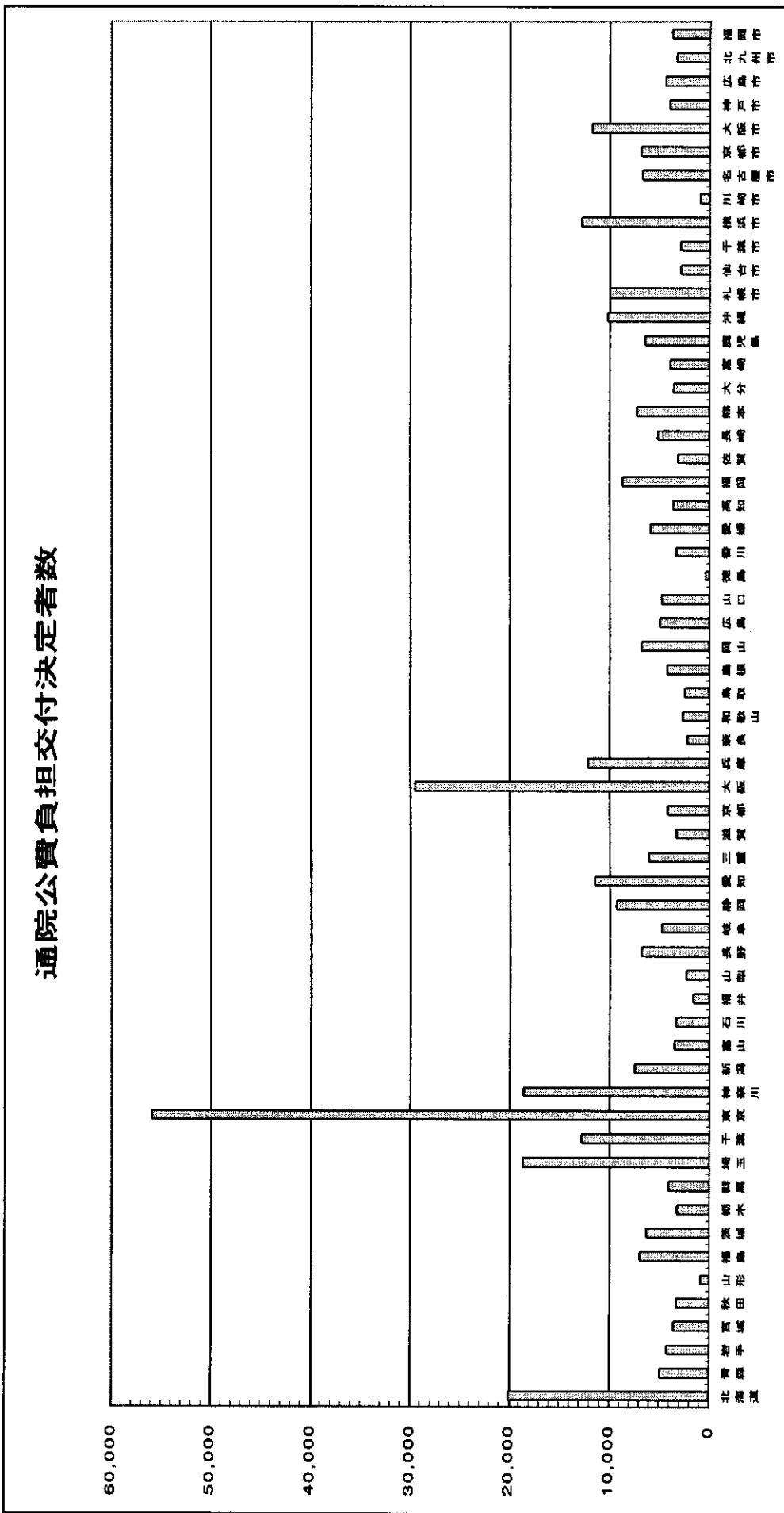
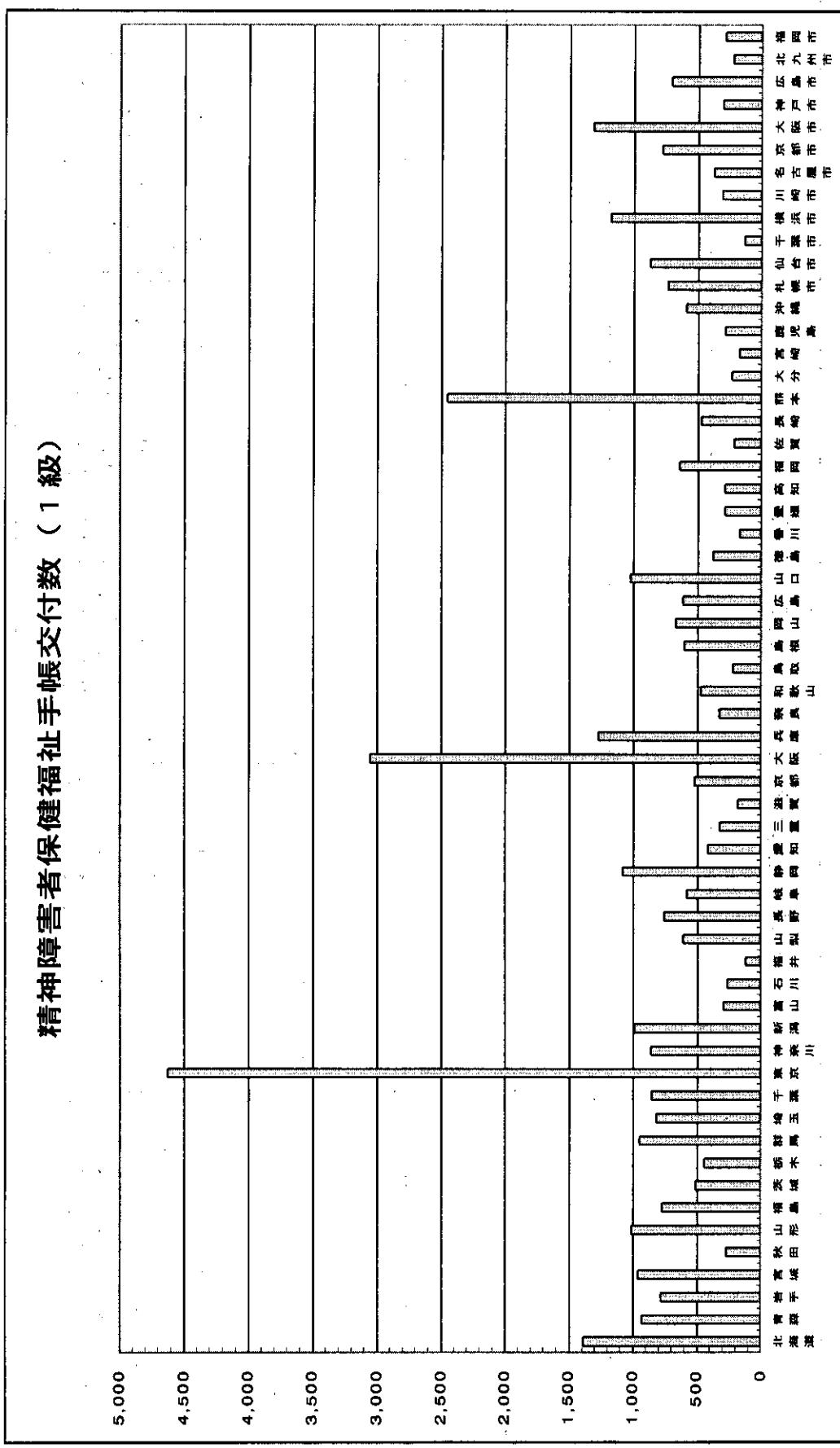
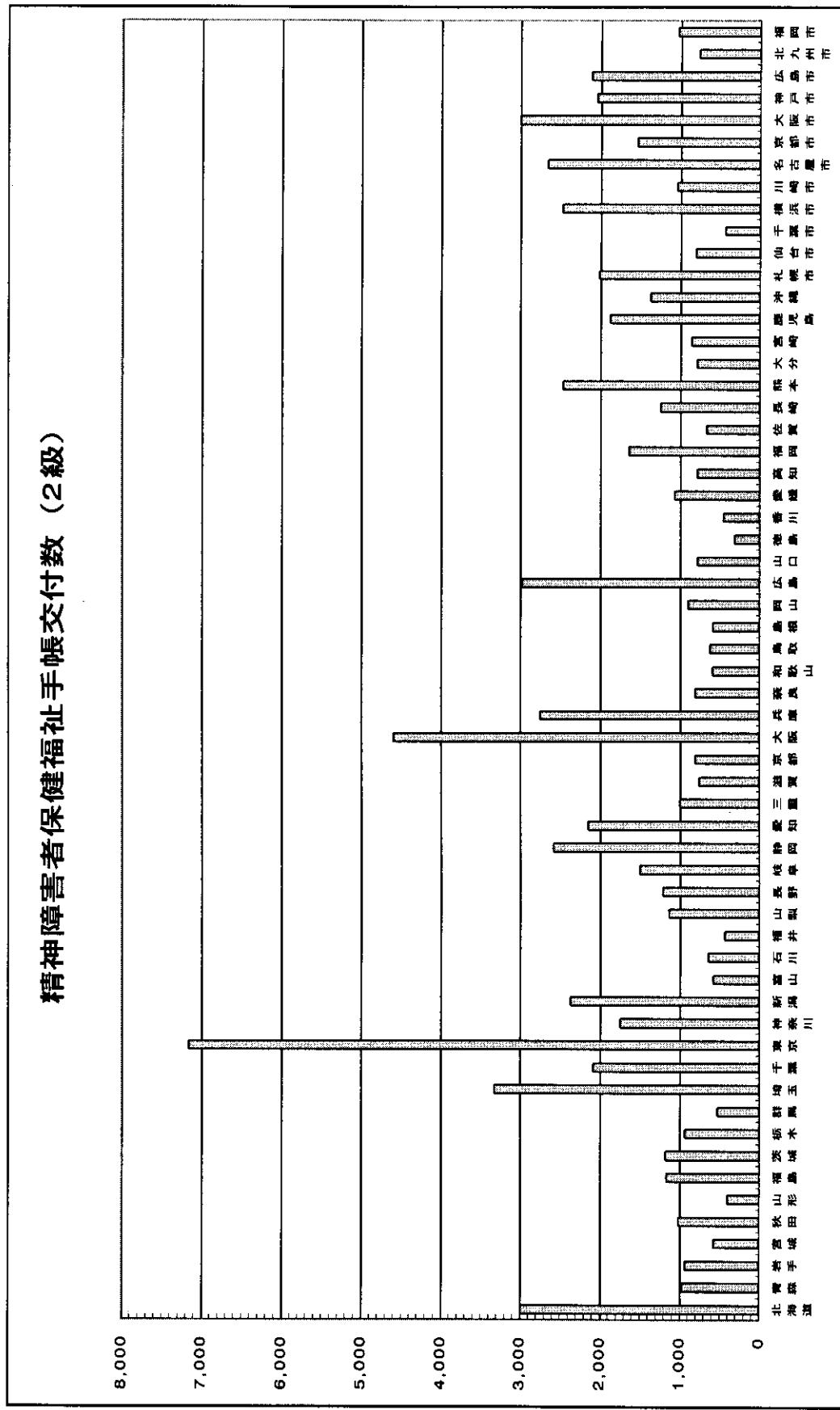


図9



10

11

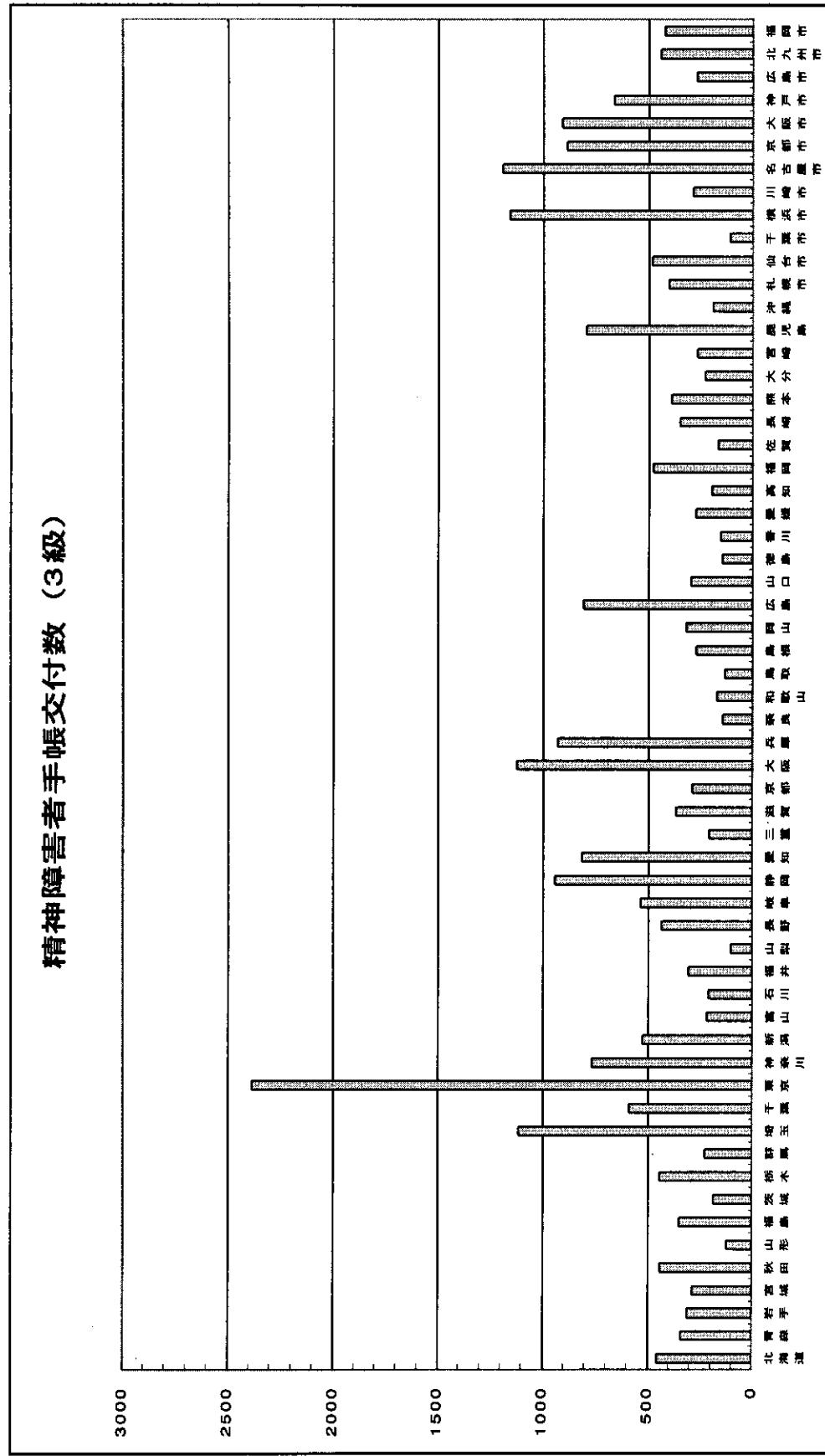


図 12

精神障害者保健福祉手帳交付数（1から3級合計）

